6　第三項の届出は、機構に船員保険法施行規則第四条第一項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

（適用事業所に該当しなくなつた場合の届出）

第十三条の二　（略）

2　前項の届書には、登記事項証明書その他の適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

3・4　（略）

5　前項の届書には、登記事項証明書その他の船舶が適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

6　（略）

（事業主の氏名等の変更の届出）

第二十三条　（略）

2　前項の届書には、登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類（機構が必要と認めるものに限る。）を添えなければならない。

3　事業主が、機構に健康保険法施行規則第三十条第一項の規定による届出をしたときは、併せて、第一項の届出をしたものとみなす。

4　船舶所有者は、その氏名、住所、第十三条第四項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

5　前項の届書には、登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類（機構が必要と認めるものに限る。）を添えなければならない。

6　船舶所有者が、機構に船員保険法施行規則第十八条の規定による届出をしたときは、併せて、第四項の届出をしたものとみなす。

（仮住所）

第二十九条の三　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、前項第一号に掲げる事項を証する書類及び登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

4　船舶所有者が船員保険法施行規則第二十二条第二項の申請を行つたときは、併せて第二項の届出を行つたものとみなす。

5　前三項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

4　前項の届出は、機構に船員保険法施行規則第四条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

（適用事業所に該当しなくなつた場合の届出）

第十三条の二　（略）

2　前項の届書には、適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

3・4　（略）

5　前項の届書には、船舶が適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

6　（略）

（事業主の氏名等の変更の届出）

第二十三条　（略）

2　事業主が、機構に健康保険法施行規則第三十条の規定による届出をしたときは、併せて、前項の届出をしたものとみなす。

3　船舶所有者は、その氏名、住所、第十三条第三項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

4　船舶所有者が、機構に船員保険法施行規則第十八条の規定による届出をしたときは、併せて、前項の届出をしたものとみなす。

（仮住所）

第二十九条の三　（略）

2　（略）

（新設）

3　船舶所有者が船員保険法施行規則第二十二条第二項の申請を行つたときは、併せて前項の届出を行つたものとみなす。

4　前二項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。

○農林水産省令第四号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十五日

農林水産大臣　野上浩太郎

（農業協同組合法施行規則等の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）
第六十一条　（略）	**第六十一条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）